

鎌倉市農業委員会 初総会 次第		
日 時	令和8年(2026年)7月21日(火)14時15分開会	
場 所	鎌倉市役所 2階 全員協議会室	
委員名	小島 信行、市川 幸子、郷原 均、平井 保男、落合 るみこ、 金田 康浩、石田 直樹、宮地 幸夫、関根 豊、山中 幸一、 二之宮 智和、飯田 亜希子、齋藤 竜直 以上13名	
事務局出席者	山戸事務局長・秋山事務局長補佐・富田主事・植竹主事	
山戸事務局長	本日は、お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。 ただいまから農業委員会総会を開催いたします。 私は、臨時議長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきます、農業委員会事務局長の山戸でございます。 なお、本日は、任期最初に行われる総会ですので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、市長の招集により開催されます。 それではここで出席委員についてご報告します。 資料の添付はありませんが、農業委員会等に関する法律第27条第3項には、会議の開催には過半数の出席が必要と規定されております。 本日は、委員13名中、13名の委員が出席しており、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 それでは皆様、本日は初顔合わせでございますので、委員の皆様から、議席番号順に、順次自己紹介をお願いいたします。	
各委員	(自己紹介)	
山戸事務局長	続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 課長補佐兼担当係長の秋山です。主事の富田です。同じく主事の植竹です。 ここで、本日の会議資料の確認をさせていただきます。 事務局お願いします。	
事務局 (植竹主事)	お手元の資料を確認させていただきます。 着席させていただきます。 鎌倉市農業委員会初総会次第 資料番号1 鎌倉市農業委員会委員名簿(年齢順) 資料番号2 鎌倉市遊休農地解消対策協議会設置要綱 資料番号3-① 鎌倉市農業委員会初総会諸般の報告 資料番号3-② 湘南地区農業委員会連合会研修会開催について(通知) 資料番号4 全国農業新聞の購読について 資料番号5 令和8年度最適化活動の目標の設定等 資料番号6 令和8年度農業委員会総会日程 資料番号7 農地パトロール実施計画 資料番号8 鎌倉市農業委員会会議規則 資料番号9-① 鎌倉市農業委員会規程 資料番号9-② 別表(公印の形式、書体等) 資料番号10 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 その他の配付物として、委員の方全員に「農地等立入調査証」と、新委員の方のみ「農業委員徽章」と「農業委員手帳」を配付しております。 欠品がございましたら、お手をお上げください。 それでは、ここで農業委員の職務について、ご説明させていただきます。	

	まず、月例の総会は、毎月 10 日までに農業委員会へ申請があった案件について、報告、審議等を行うものです。 緊急案件が発生し、運営委員会を行う場合は、総会当日の午後 3 時 10 分から行います。前期は、急遽議案の取り下げがあったことから、令和 6 年 9 月に運営委員会を開催しました。 総会の今年度の日程につきましては、資料 6 に添付しております。 また、総会の開会に当たり、事前に農地の現地調査を行う必要がある場合には、総会に先立ち、別日程で現地調査を行います。 次に例年の業務についてですが、農業委員会では、各委員の担当地区を決め、毎年 8 月末から 10 月末までの間に、市内農地の利用状況の調査を行っていただきます。この調査の詳細につきましては、8 月総会にてご説明させていただきます予定です。 その他に交代で、農地法違反地を中心とした農地パトロールや、地域の農地所有者の相談役としての業務など、多岐に渡る業務に従事していただくこととなります。 以上で説明を終わります。
山戸事務局長	本日は初総会であるため、議長が決まるまで、臨時の議長を選び会議を進めさせていただきます。 臨時議長は、地方自治法第 107 条に準じ、出席委員のうちから年長者の方をお願いしております。 臨時議長を小島委員をお願いいたします。 小島委員、議長席へお願いします。
臨時議長 (小島委員)	私が一番年長ということで、議長を務めることになりました。 各委員のご協力のもとに議事を進めてまいりますので、よろしくお願いします。 それでは、お手元の議事日程 第 1、議席の指定について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (植竹主事)	議長。議席の指定は、資料 8 鎌倉市農業委員会会議規則（以下「規則」といいます。）第 6 条の規定により「くじ」により定めることとされています。 皆様にはこちらの会議室に入室される際に、裏面に番号の書かれた机上札をお取りいただき、指定の席に着いていただいたかと思いますが、それを「くじ」として採用し、その机上札の番号を議席番号として決定させていただきます。 以上です。
臨時議長 (小島委員)	それでは「くじ」の結果を事務局から報告いたします。
事務局 (植竹主事)	議長。各委員の議席番号を報告します。 1 番 山中 幸一 委員 2 番 石田 直樹 委員 3 番 金田 康浩 委員 4 番 平井 保男 委員 5 番 小島 信行 委員 6 番 関根 豊 委員 7 番 郷原 均 委員 8 番 齋藤 竜直 委員 9 番 二之宮 智和 委員

	10 番 市川 幸子 委員 11 番 宮地 幸夫 委員 12 番 落合 るみこ 委員 13 番 飯田 亜希子 委員 以上です。	
臨時議長 (小島委員)	事務局の報告のとおりで 間違いはありませんか。 無いようですので、報告のとおり議席番号を決定いたします。 議席が決まりましたので、会議の方法について事務局から説明をお願いします。	
事務局 (植竹主事)	議長。毎月の総会での会議の方法についてですが、資料 8 の一番下、農業委員会会議規則第 11 条をご覧ください。 第 11 条第 1 項には、「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べるができる。」とありますが、発言については、決められたルールがございます。 資料 8 の裏面をご覧ください。 第 2 項に「会議中は氏名を用いないで、会長は議長と呼び、委員はその議席番号を用いる。」 第 3 項に「委員が発言しようとするときは、挙手して議長と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を受けなければならない。」と規程されております。 従いまして、委員がご発言される際は、手を挙げて「議長」とお呼びいただき、ご自身の議席番号（何番）をお申し出のうえ、議長の許可を受けてからご発言くださいますようお願いいたします。 以上です。	
臨時議長 (小島委員)	次に議事録署名委員及び現況証明委員を指名いたします。 事務局から説明をお願いします。	
事務局 (植竹主事)	議長。議事録署名委員及び現況証明委員について、説明させていただきます。 議事録署名委員は、総会終了後に事務局が作成する議事録の内容をご確認いただき、規則第 21 条の規定により、署名をいただくというものです。 なお、署名をいただいた後、議事録は鎌倉市のホームページで公表します。 現況証明委員は、翌月の総会までの間に農地の確認をする必要が生じた場合に、資料の添付はございませんが、農業委員会等に関する法律（以下「法律」といいます。）第 35 条により、現地に出向いていただき、状況を確認していただくというものです。 毎回、議席番号順 2 名が指名されるものです。 以上です。	
臨時議長 (小島委員)	それでは、議事録署名委員・現況証明委員を 指名します。 議事録署名委員には、1 番 山中委員、2 番 石田委員をお願いいたします。 現況証明委員も同様に 1 番 山中委員、2 番 石田委員をお願いいたします。	
臨時議長 (小島委員)	次に、議事日程 第 2、会長・副会長の選任についてお諮りいたします。 事務局から説明をお願いします。	

事務局 (植竹主事)	議長。会長・副会長の選任方法について、説明させていただきます。 会長の任期は、法律第5条第6項、「会長は、委員としての任期が満了したときは、その地位を失う。」との規定により、委員の任期と同様3年となっています。 副会長もこれに順じ、3年となります。 選任の方法ですが、法律第5条第2項の規定により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」、同条第5項の規定により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」 また、資料9-①、鎌倉市農業委員会規程第2条及び第3条で、会長1名、副会長2名を委員会において選挙するとなっていますが、委員に異議のないときは、指名推薦の方法によることができると規定しております。 会長及び副会長の選任については、選挙又は指名推薦のいずれかの方法を選択していただくことになります。 以上です。
臨時議長 (小島委員)	ただいま事務局から説明がありました選任の方法につきまして、ご異議がなければ指名推薦とさせていただきますが、いかがでしょうか。
二之宮委員	異議なし。
臨時議長 (小島委員)	ご異議がないようですので、選任方法は指名推薦とさせていただきます。まず、会長について、どなたか指名される委員の方はございますか。
二之宮委員	9番。
臨時議長 (小島委員)	9番どうぞ。
二之宮委員	平井委員を推薦したいと思います。
臨時議長 (小島委員)	ただいま、9番 二之宮委員から平井委員を会長に推薦していただきました。 平井委員を会長とすることで 賛成の方は挙手をお願いします。
山戸事務局長	総員挙手。
臨時議長 (小島委員)	総員の賛成を持ちまして、会長は平井委員に決定いたします。 鎌倉市農業委員会 会議規則 第5条により会長が議長を務めますので、私はこれをもって交代させていただきます。 皆様のご協力により、会議は滞りなく進みました。ありがとうございます。 議長交代のため、しばらく休憩いたします。
	(議長交代)
山戸事務局長	小島委員、臨時議長を務めていただき、ありがとうございました。 会長に就任されました平井委員から、皆様にごあいさつをいただきたいと思います。
議長 (平井会長)	このたび会長になりました平井です。 委員の皆様には、ご迷惑をおかけすることも多々あるかと思いますが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 次に副会長2名について、どなたか指名される委員の方はございますか。
二之宮委員	9番。
議長 (平井会長)	9番どうぞ。

二之宮委員	落合委員と関根委員を推薦したいと思います。	
議長 (平井会長)	ただいま、9番 二之宮委員から落合委員と関根委員を副会長に推薦していただきました。 ご異議がなければ 落合委員、関根委員を副会長とすることで賛成の方は挙手をお願いします。	
山戸事務局長	総員挙手。	
議長 (平井会長)	総員の賛成を持ちまして、副会長は落合委員と関根委員に決定いたします。 副会長に選任されました、お二人をご紹介します。 副会長の6番 関根委員です。 一言、お願いいたします。	
副会長(1)	(関根副会長挨拶)	
議長 (平井会長)	同じく副会長の12番 落合委員です。 一言、お願いいたします。	
副会長(2)	(落合副会長挨拶)	
議長 (平井会長)	次に、議事日程 第3、運営委員の選任についてお諮りいたします。 事務局から説明をお願いします。	
事務局 (植竹主事)	議長。運営委員の選任について、ご説明いたします。 運営委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員4名の計6名で構成します。 運営委員会は、月例の総会にて、緊急の案件が生じた場合に開催されるもので、委員長が当日行う議事日程について諮り、その内容を決定するものです。 令和元年度までは、毎月の総会に諮る事項について審議していただいておりますが、令和2年度より、緊急の案件があった場合のみ、開催させていただいております。 これについては、法律等に規定はございませんが、総会の円滑な運営のため、設置するものです。 以上で説明を終わります。	
議長 (平井会長)	ただいまの説明のとおり、運営委員の選出をしていただくこととなりますが、事務局、何か案はありますか。	
事務局 (植竹主事)	議長。平井会長、落合副会長、関根副会長を除く、従前の運営委員で、今期の農業委員に在職されている市川委員、二之宮委員と、新たに農業委員になられた、金田委員、石田委員、宮地委員、山中委員の6名にお願いしたいと考えております。 以上です。	
議長 (平井会長)	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございせんか。	
小島委員	なし。	
議長 (平井会長)	ご意見がないようですので、事務局案のとおり、6名を運営委員とすることで決定いたします。事務局、確認をお願いします。	
事務局 (植竹主事)	議長。それでは、運営委員会の委員について報告いたします。 10番 市川委員、 3番 金田委員、	

	9番 二之宮委員、 2番 石田委員、 11番 宮地委員、 1番 山中委員 の6名です。 以上で、報告を終わります。
議長 (平井会長)	ただいまの報告のとおりで、ご異議ございませんか。
	異議なし
議長 (平井会長)	ご異議がないようですので、以上のとおり決定いたします。 次に、運営委員会の委員長、副委員長を決めていきたいと思ひます。 法律等に規定がないということなので、事務局、何か案はありますか。
事務局 (植竹主事)	議長。運営委員会の委員長、副委員長の選出については、前任期から引き続き農業委員を務めていただき、知識と経験が豊富な市川委員を委員長に、また、新たに農業委員となられた、識見が高い金田委員を副委員長にお願いしたいと考えております。 以上です。
議長 (平井会長)	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんか。
小島委員	なし。
議長 (平井会長)	ご異議無しと認めます。 市川委員を委員長に、金田委員を副委員長に決定したいと思ひます。
議長 (平井会長)	次に、議事日程 第4、鎌倉市遊休農地解消対策協議会について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (植竹主事)	議長。鎌倉市遊休農地解消対策協議会について、ご説明します。 着席して説明させていただきます。 配布資料の鎌倉市遊休農地解消対策協議会委員名簿をご覧ください。 鎌倉市遊休農地解消対策協議会（以下「協議会」と言ひます。）は、当委員会13人と鎌倉市2人、さがみ農業協同組合鎌倉地区運営委員会5人で構成されており、平成17年から活動しています。 具体的な内容は、耕作されていない農地を所有者から無償で借り受け、1～2年をかけて草刈り等を行って、遊休農地の解消を図り、農業者に貸せる状態まで整備を行うものです。現在は、関谷の圃場で活動しています。 「農業委員会等に関する法律」が、平成28年4月1日に改正施行され、農地の利用の最適化（遊休農地の発生防止・解消の推進）が農業委員会の任意事務から必須事務に位置付けられており、これに基づき委員の皆様を委員としているものです。 協議会委員の任期は、農業委員の任期と同じとなります。 協議会の役員の決定や、今後の方針等につきましては、令和8年8月総会の前に協議会を開催し、お諮りさせていただく予定です。 以上で説明を終わります。
議長 (平井会長)	何かご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長 (平井会長)	それでは、後程、ご出席の皆様には、私から委嘱状を交付させていただきます。 続きまして、日程 第5、その他、諸般の報告について、事務局より説明いたします。事務局お願いします。
事務局 (植竹主事)	議長。日程第5「その他」といたしまして、「鎌倉市農業委員会初総会諸般の報告」をさせていただきます。 お手元の資料3-①をご覧ください。 諸般の報告1、8月総会等の日程についてご説明いたします。 総会は、通常、午後3時30分から開会しておりますが、総会の前に、先程ご説明した鎌倉市遊休農地解消対策協議会を開会させていただきたいと考えております。 協議会については、午後3時より、本庁舎4階 402会議室で行います。 協議会終了後、引き続き総会を同会場で開会いたします。 続きまして、諸般の報告2「農業委員の研修について」ご説明いたします。資料3-②をご覧ください。 湘南地区農業委員会連合会研修会は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町の3市1町で構成する、湘南地区農業委員会連合会が、新任・継続の農業委員の皆様を対象に実施するものです。 会場は、藤沢駅北口から徒歩約3分の藤沢商工会館ミナパーク6階多目的ホールです。開催は8月6日(木)午後2時からを予定しています。 原則として、全員参加をお願いしております。 事務局職員も出席予定です。 当日はよろしくお願いいたします。 研修当日、本日、お配りした研修テキストを使用しますので、必ずお持ちください。 また、今回の研修会や今後、予定されている推進大会等の会場へは、渋滞等による遅れを避けるため、交通機関のご利用をお願いします。 交通費は後日精算のうえ振込対応いたします。 なお、自家用車で来場された場合の費用負担はありませんので、ご了承ください。 続きまして、諸般の報告3「全国農業新聞の購読について」ご説明いたします。資料4をご覧ください。 全国農業新聞は、農業委員会の全国組織である、一般社団法人全国農業会議所が発行する新聞で、発行は月4回で、購読料は1か月あたり900円、年間10,800円となります。 紙面の内容は、国の農業施策、農業委員会制度に関する事項、全国各地の農業委員会活動などについての情報を発信するものとなっております。 この新聞は、農業委員会系統組織が発行する農業専門新聞であり、各市の購読者の人数によって、毎年農業委員会に事務取り扱い手数料が支払われ、市の歳入として処理しております。 農業委員の皆様には、任期3年間の購読をお願いしております。 購読料は、委員報酬から毎月900円を差し引かせていただく形で、ご了承くださいたいのですが、よろしいでしょうか。 (了承) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 続きまして、諸般の報告4「その他」について、ご説明いたします。

まず1点目ですが、

資料5、令和8年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。

農業委員会は、「農業委員会の適正な事務実施」のため、毎年1回、前年度の活動について点検及び評価を行い、ホームページ上で公開することになっており、お配りした資料は、その抜粋になります。

次に、資料6、令和8年度の農業委員会総会日程をご覧ください。本日以降の総会日程となりますので、スケジュールのご確認をお願いします。

次に、資料7、農地パトロール実施計画をご覧ください。

農業委員会では年に2回、農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内の農地法違反地を中心にパトロールを実施しています。

農業委員会のほか、市関係課、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター農地課の職員も毎回、同行しております。

農業委員の皆様は、議席順を基本として毎回3名の方で、このパトロールを実施していただきます。

次回は、9月下旬頃を予定していますが、日程が決まり次第、対象の委員の方には、通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に資料8、資料9-①、9-②「鎌倉市農業委員会会議規則」と「鎌倉市農業委員会規程」をご覧ください。

農業委員会設置の根拠となる「農業委員会等に関する法律」に従って、本市農業委員会の会議と組織について、それぞれ定めています。

農業委員会は、選任された13名の委員で、各種議案に対する審議や、農地法違反の是正指導などを行ってまいります。

農地法に関する基礎的な事項につきましては、8月6日（木）に開催される湘南地区農業委員会連合会研修会で説明される予定です。

農業委員会総会は、資料6にありますように、毎月おおむね25日前後に開催します。当月の報告・議案の内容等、総会の資料については、総会の1週間前を目安に郵送でお送りいたします。各報告・議案の内容につきましては、総会の中で、詳しく説明いたします。

また、郵送される資料の中に、総会当日の審議資料やその他事務連絡も同封しておりますので、書類が届きましたら、必ず中身のご確認をお願いします。また、総会の会議内容は議事録を作成し、議事録証明委員の署名をいただいた上で、農業委員会のホームページで公開しています。

服装につきましては、法律上の定めはありませんが、農業委員は特別職の地方公務員であり、農業委員会は農業者を代表する公的組織であることから、これまで原則としてジャケット、ネクタイの着用をお願いしていましたが、本日、配布しております「軽装勤務の通年実施について」のとおり、市職員は、クールビズ期間中に認めている軽装勤務を通年で実施していますので、ノーネクタイ等のクールビズ対応で構いません。

信頼感を損なわない服装・身だしなみにご配慮ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、配付物のご案内です。

皆様にお配りしているものとして、「農地等立入調査証」がございます。

農地の立入調査等の際には、必ず携帯することになっておりますので、現地確認の際にはお忘れのないようお願いいたします。

次に、新任委員の皆様にお配りしているものとして、農業委員手帳がございます。必要に応じて農業委員活動にお役立てください。

最後に、農業委員の徽章です。毎月の総会や研修会、11月に予定されて

	いる神奈川県農業委員会活動推進大会等では、必ず徽章をつけてご出席いただきますようお願いいたします。 最後に、資料 10 をご覧ください。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明させていただきます。 令和元年 10 月、大分県の別府市、奈良県の安堵町の農業委員会会長が、それぞれ収賄容疑、農地法違反容疑で逮捕されました。 これを受け、市町村に設置された農業委員会の全国組織である一般社団法人 全国農業会議所より神奈川県農業会議を通して農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施および今後の対応について依頼がありました。 資料 10 の中段以降の 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。 特に農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施することを申し合わせ、決議しました。 なお、この決議については、毎年度 1 月総会で綱紀粛正の保持について確認を行う予定です。 長くなりましたが、今後、農業委員活動を行う上で、ご不明な点があればいつでも事務局までご連絡下さい。よろしくお願いいたします。 以上で、諸般の報告を終わります。	
議長 (平井会長)	何かご意見、ご質問はございませんか。	
	〔「なし」の声〕	
議長 (平井会長)	ご意見、ご質問がないようですので以上をもちまして、本日の初総会を終了いたします。 皆様、今後ともよろしくお願いいたします。 本日はお疲れ様でした。	
会 長	平井 保男	
議事録署名委員	1 番	山中 幸一
議事録署名委員	2 番	石田 直樹